日盲連発第１１８号

平成３０年１１月１３日

人事院総裁　一宮なほみ　殿

障害者選考試験実施に関する緊急要望書

社会福祉法人日本盲人会連合

　会長　竹下　義樹

　貴院の障害者雇用の取組みに敬意を表し、感謝申し上げます。

　今般、貴院から国家公務員障害者選考試験の概要が発表されました。ところが、試験の実施概要に記載されている視覚障害者に対する配慮の内容は、視覚障害者の実態を反映されたものとはなっておらず、極めて不十分で、問題があります。そのため、本連合は試験実施の合理的配慮に関して、１０月３１日に声明を発表したところです。

　つきましては、貴院に対して、声明に基づき、標記試験に対する要望を申し上げます。ご配慮の程、よろしくお願いいたします。

記

１．視覚障害者への配慮を行う際は、受験者と試験実施者との間で十分な話し合いがもたれ、個別のニーズに基づき、受験者が持てる能力を発揮できる方法を選択できるようにすること

２．要望１について、人事院地方事務局等に徹底し、混乱がないようにすること

３．その上で、以下の配慮を実施すること

（１）点字だけでなく、拡大文字についても音声パソコンの併用を認めること

　（２）作文についても時間延長を認めること

　（３）パソコンのみでの受験も認めること

　（４）デイジー録音、タブレットによる出題も検討すること

　（５）拡大読書器、拡大鏡(ルーペ)等の視覚補助具の使用を認めること

以上

(参考)

日本盲人会連合　国家公務員障害者選考試験における視覚障害者に対する合理的配慮について（声明）　http://nichimou.org/notice/181101-jim-2/